

平成27年度分の新規受付を開始 介護保険負担限度額認定

介護保険サービスのうち、施設サービス（特別養護老人ホーム、老人保健施設などの介護保険施設）や短期入所サービス（ショートステイ）を利用する場合には必要な食費と居住費は、一定の要件を満たす人は段階に応じて軽減を受けることができます。

申請に必要な書類
▽負担限度額認定申請書
▽預貯金などの照会に係る同意書

▽本人と配偶者の預貯金通帳などの写し（預貯金有価証券、投資信託、その他これらに類する資産）
■問い合わせ先
介護保険課介護係
☎(36) 4877

軽減を受けるためには、市へ申請が必要です。減額の有効期間は、申請した月の初日からです。施設サービスや短期入所サービスを利用している人で、要件に該当する場合は、申請をしてください。

●申請受付開始日 8月3日(月)

●対象者 下表参照

利用者負担段階	申請要件
第1段階	▽世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▽生活保護を受けている人
第2段階	▽世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が年間に80万円以下の人
第3段階	▽世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない人

上記要件の他に、次の全てに該当すること
▽別世帯の配偶者も市町村民税非課税である
▽預貯金などが単身で1,000万円以下、夫婦で合計2,000万円以下である

介護保険負担割合証が 交付されます

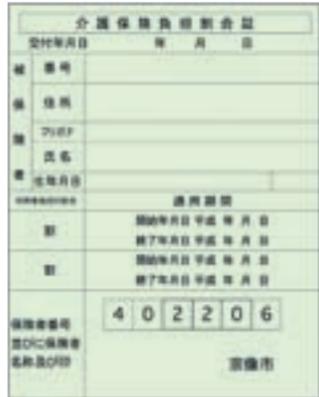
介護サービスを利用する場合、サービス費用の一定割合を利用者自身が負担します。これまでの負担割合は、所得に関わらず一律にサービス費の1割としていました。8月1日(土)利用分から、65歳以上で一定以上の所得がある人には、2割を負担してもらうこととなります。

要介護・要支援認定を受けている人には、毎年7月下旬に利用者負担割合(1

割か2割)を記載した「負担割合証」を郵送で交付します。有効期間は毎年8月1日〜翌年7月31日です。介護保険証と一緒に保管し、介護サービス利用時に必ず2枚一緒にサービス事業者や施設に提出してください。

次の場合には、有効期間内でも負担割合が変更になる場合があります。
▽住民税の所得更正による所得額の変更
▽世帯員の転出入、死亡などによる世帯状況の変更

■問い合わせ先
介護保険課
☎(36) 4877



この負担割合証と介護保険証を一緒に提出してください

国勢調査 2015

第1回

今年は、5年に1度の
国勢調査の年

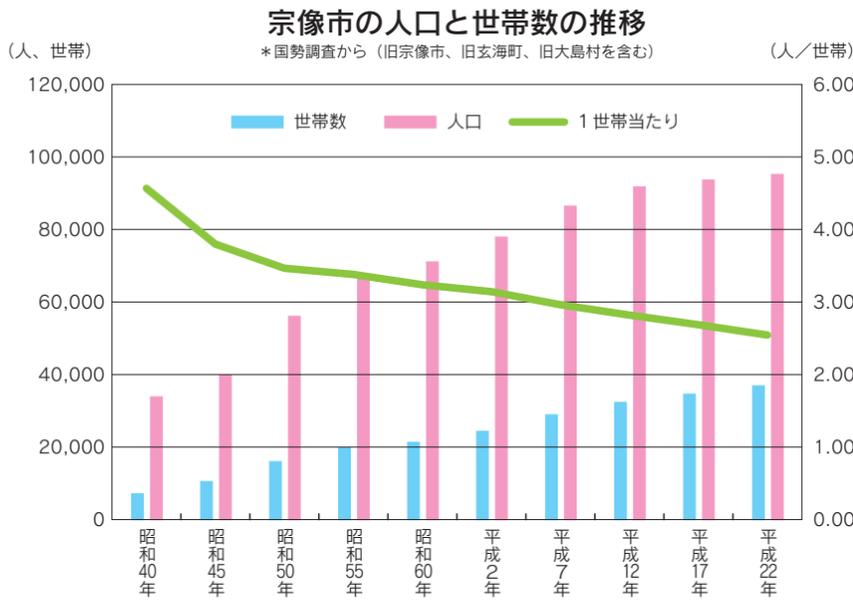
全ての人を対象に、10月1日(木)を基準日として、全国一斉に実施されます。市では、今月から数回に分けて、市広報紙・ホームページなどで、市民のみなさんに協力を呼びかけていきます。第1回の今回は、国勢調査のQ&Aと市の代表的なデータを紹介します。

■問い合わせ先 経営企画課(国勢調査担当)
☎(36) 2414

【市】これまでの国勢調査

昭和40年以降の宗像市(旧宗像市、旧玄海町、旧大島村を含む)は、人口や世帯数が増加し続けてきました。人口は、昭和40年の3万4029人から平成22年には約2・8倍の9万5501人となりました。世帯数も、昭和40年の7455世帯から平成22年には3万7037世帯となり、約

5倍に増加しています。ただし、人口増加と比較して世帯数の増加が高く、それに伴い、1世帯当たりの人員数も4・56人から2・58人と約2人も世帯人員が減っており、大家族から少人数の家族へと家族の形態が変化していることが見て取れます(グラフ参照)。



国勢調査

Q&A

Q1. 国勢調査って何?

A1. 日本に住んでいる全ての人の(外国人を含む)が対象の、国の最も基本的な統計調査です。90年前の大正9年から始まり、国内の人口や世帯などの実態を把握するため、5年に1回、10月1日に全国一斉に調査が実施されます。市では、約4万世帯、約9万6000人が対象です。

Q2. 調査の方法は?

A2. 9月上旬から、国勢調査員が国内の全世帯を訪問し、インターネットによる調査の回答を依頼します。回答の無かった世帯には、紙の調査票を配布します。10月1日(木)現在の状況を調査票に記入してもらいます。調査票は、10月上旬に回収に訪問する調査員に渡すか、郵送で提出できます。



7/29(水)・8/9(日)・8/29(土)・9/13(日)・9/19(土)
宗像ユリックス13時~16時
予約不要・先着順
会議室5にて無料相談を実施。

遺言、相続、離婚、その他お困りごと

行政書士合同事務所ひかり 行政書士 伊藤弘幸
☎ 0120-724-753 (IP電話の方は携帯へ)
携帯 090-7980-1240
事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市自由ヶ丘4-4-6

困ったことは何でもご相談下さい。

弁護士法人奔流 法律事務所宗像オフィス

◇初回相談(予約制・1時間)無料◇ 相談予約 ☎0940(34)1110 (受付時間・平日9~17時)

当事務所では、男女2名の弁護士が、一般民事、家事(相続・離婚等)、交通事故、医療事故、建築紛争、労働、行政、刑事弁護、生活保護、成年後見、遺言、債務整理、その他、あらゆる法律問題に対応いたします。

宗像市赤間駅前1丁目4番7号
赤間センタービル3階(JR赤間駅北口)
所属弁護士 小出真実・高本稔久(福岡県弁護士会所属)

〈7月・8月の土曜相談実施日〉平日にお時間が取れない方、ぜひ、ご利用ください。
7/18(土)、8/8(土)、8/29(土)、いずれも10~13時(要予約)
なお、平日の相談は、随時お受けしています。